

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年3月2日

長崎県知事 平田 研

1 一般競争入札に付する事項

地方公会計システム構築業務及び保守管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

4 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和8年3月10日（火）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に持参し提出すること。

- ア 誓約書
- イ 財務関係明細書
- ウ 営業概要書
- エ 委任状
- オ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- カ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

- キ 県税に関し未納がないことを証する証明書（写しでも可）
- ク 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（写しでも可）
- ケ 印鑑届（様式第2号）
- コ 口座振替申込書（様式第3号）
- サ 令和2年4月1日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式、契約書の写し等）
- シ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※ 提出書類は参加資格申請日から起算して3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書の交付及び提出場所

長崎県総務部財政課予算班
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2172（直通）

(4) 申請の特例

長崎県総務部スマート県庁推進課が発注する情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）に基づく参加資格（システム開発）を公告日現在で有している者は、申請書及び印鑑届（様式第2号）を提出することとし、申請書の目次に記載する書類及び添付書類については「資格審査結果通知書」（写）の提出により代えることができる。

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年3月31日までとする。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

9 競争入札参加資格変更申請審査

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第6号）を知事に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。
- (2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき。

10 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。